

## 保険契約締結における権限（代理店の立場）について

当社が取り扱っている保険商品は 株式会社ワイズ保険事務所 が保険契約締結の代理もしくは媒介を行います。取扱保険ごとの代理と媒介の権限は以下の通りです。

### 【損害保険募集人について】

当社の損害保険募集における権限は取扱保険会社の保険契約の媒介、または締結の代理です。締結の代理権を有する場合には、当代理店と契約が成立した場合、損害保険会社と直接契約されたものとなります。

### 【生命保険募集人について】

当社の生命保険募集における権限は各取扱保険会社の保険契約の媒介です。お客さまと取扱保険会社との保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。また告知受領権もありません。そのため保険契約は取扱保険会社がお申込みを承諾したときに有効に成立します。